

喜多方市m（めぐ）ポイント事業協力店登録実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、喜多方市m（めぐ）ポイント事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、喜多方市m（めぐ）ポイント事業（以下「事業」という。）の喜多方市m（めぐ）ポイント事業協力店（以下「協力店」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力店の登録）

第2条 協力店の登録の対象となる事業所は、市内で営業している飲食店、スーパー、商店、宿泊施設等で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 喜多方市m（めぐ）ポイント事業の目的に賛同していること。
- (2) 喜多方市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員及び同条第3号に掲げる暴力団員等と密接な関係に有すると認められるものでないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号で定める性風俗関連特殊営業を行うものでないこと。
- (4) 特定の宗教又は政治団体と関わるものでないこと。
- (5) 公的秩序に反する営業を行うもの
- (6) その他主催者が不適当と認める営業を行うものでないこと。

（登録申請等）

第3条 協力店の登録を希望する事業所は、喜多方市m（めぐ）ポイント事業協力店登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認める場合は登録し、喜多方市m（めぐ）ポイント事業協力店登録承認通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、協力店ポスターを配布する。
- 3 前2項の審査の結果、登録承認しない場合は、喜多方市m（めぐ）ポイント事業協力店登録不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

（登録の中止）

第4条 協力店は、第2条の要件を満たさなくなった場合又は登録の中止を希望する場合は、喜多方市m（めぐ）ポイント事業協力店登録中止届出書（様式第4号）を市長に提出するとともに、速やかに協力店ポスターの掲示を中止するものとする。

（登録の取消し）

第5条 市長は、協力店が第2条の要件を満たしていないことを確認した場合、又は信用を著しく失墜する行為を行った場合は、登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消すときは、喜多方市m（めぐ）ポイント事業協力店登録取消通知書（様式第5号）により、当該協力店に通知するものとする。
- 3 前2項の規定により登録を取り消された者は、速やかに協力店ポスターの掲示を中止しなければならない。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。